

藤沢市公告式条例の一部改正について
藤沢市公告式条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公告式条例の一部を改正する条例
藤沢市公告式条例（昭和25年藤沢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基く」を「基づく」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規則について準用する。

（規程の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものについて準用する。

第5条を削る。

第6条第1項本文中「第2条」を「第2条第2項」に、「第3条」を「第3条第1項」に改め、「規則」の次に「及び規程」を加え、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書中「但し」を「この場合において」に、「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、「者」との次に「、「市長名」とあるのは、「当該機関名」と」を加え、同条第2項を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市における公印押印の見直しにおける対応を踏まえ、規則等における署名及び公印押印の取扱いを改めることとしたため、所要の改正をする必要による。